

2019年9月吉日

お客様各位

株式会社ドクターネット
管理部

消費税法改正に伴う請求金額に関するお知らせ

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ご高承の通り、このたび消費税法が改正され、2019年10月1日より消費税が10%に引き上げられることとなっております。

これに伴い、ご利用いただいております弊社の各サービスの利用料等につきまして、2019年10月より改正消費税法に準拠して請求させていただきたく、下記のとおりご案内申し上げます。

ご多用の中お手数おかけいたしますが、予めご了承いただけますと幸甚に存じます。

敬具

記

サービス・商品別消費税取扱い一覧

以上

【サービス・商品別消費税取扱一覧】

サービス/商品名	費用	消費税法改訂に伴う対応
遠隔読影支援 サービス (Tele-RAD)	<ul style="list-style-type: none"> 基本利用料 読影支援サービス料 オプションサービス料 	2019年10月1日以降の基本利用料及びご返却分より、消費税率10%を適用いたします。
	<ul style="list-style-type: none"> 初期設置費用 連携費用 等 	お客様の検収確認が2019年10月1日以降のもの、及び、2019年10月1日以降の役務提供分は消費税率10%を適用いたします。 ・2019年9月30日までにお客様の検収が完了しているものは差額消費税の請求はいたしません。
遠隔読影 システム (Virtual-RAD)	<ul style="list-style-type: none"> 基本利用料 データセンター利用料 オプションサービス料 	2019年10月1日以降の基本利用料及びご登録分より、消費税率10%を適用いたします。
	<ul style="list-style-type: none"> 初期設置費用 連携費用 等 	お客様の検収確認が2019年10月1日以降のもの、及び、2019年10月1日以降の役務提供分は消費税率10%を適用いたします。 ・2019年9月30日までにお客様の検収が完了しているものは差額消費税の請求はいたしません。
医用システム (ドクターPACS for 等)	<ul style="list-style-type: none"> 導入費用 	2019年4月1日以降にご契約いただき、2019年10月1日以降に検収となる案件より消費税率10%を適用いたします。 ・2019年3月31日までにご契約頂き、お客様の検収確認が2019年10月1日以降の場合、経過措置の対象となり差額消費税の請求はいたしません。
	<ul style="list-style-type: none"> 定期保守費用 	2019年10月1日以降の役務提供分は消費税率10%を適用いたします。 ・年間一括お支払済の場合、2019年9月30日時点での残存期間に対して、差額消費税2%を請求いたします。
	<ul style="list-style-type: none"> スポット保守費用 	2019年10月1日以降の役務提供分は消費税率10%を適用いたします。 ・年間一括お支払済の場合、2019年9月30日時点での残存期間に対して、差額消費税2%を請求いたします。
人材紹介 サービス (ドクターネット エージェント)	<ul style="list-style-type: none"> 紹介手数料 	採用人材の入社日が2019年10月1日以降の場合は、消費税率10%を適用いたします。

※本件に関する問合せ先：03-3459-5665（管理部 経理・財務グループ）

以上